

新型コロナウイルス感染拡大の文化セクターへの影響と現状

◆ 博物館・美術館等：

東京国立博物館は国の緊急事態宣言解除を踏まえ、6月2日(火)より一部の展示施設を開館。特別展「きものKIMONO」は会期を変更し、実施。その他の美術館・博物館も6月以降順次再開。「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等に従い、オンラインによる事前予約、入館時の検温、マスク着用・距離の確保・アルコール消毒への協力要請等の感染対策を徹底。一部の展覧会には海外からの作品輸送困難等により中止・延期となるものあり。

◆ 舞台芸術公演：

国立劇場はじめ、多くの劇場や歌舞伎座等における公演は8月以降順次再開(一部野外のコンサートホールを活用したものなどは6月より再開したものあり)。「劇場、音楽堂などにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等に従い感染対策を実施しており、公演中の会話や舞台への掛け声、入待ち・出待ち等は自粛を要請。入国規制により海外の公演関係者の協力が得られず、中止・延期となるものあり。

◆ 日本博等文化事業：

日本博をはじめ多くの文化事業は、日程や規模等事業計画を大幅に変更(日本博については本年度の採択事業中、計画変更が98件、辞退が23件(来年度実施分含む))。日本博は2021年度を本番年と位置付け。

各種ガイドラインの記載ぶり(抜粋)

◆ 「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

○感染防止のために入館制限を実施することが必要な場合は、施設の状況に即した方法の導入が求められる。例えば、以下のような方策が考えられる。

・入館可能な人数の制限、日時指定予約や時間制来館者システムの導入

○サーモグラフィ等による来館者に対する検温を実施。(来館者に)咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を要請する。

◆ 「劇場、音楽堂などにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

○接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。

○来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる等)は行わないようにしてください。

○出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

文化芸術関係者への支援

(※下線部は、令和2年度第2次補正予算における措置)

▶は他省庁と連携する取組等

融資や給付金等の対応について（政府全体の取組）

- ▶金融公庫等による**緊急貸付・保証枠の拡充**
 - ▶雇用調整助成金の**特例措置の拡充**
 - ▶**小口融資の拡大**
 - ▶事業継続に困っている**中小・小規模事業者等への支援（持続化給付金、家賃支援等）**
- ▶全国全ての人々への**新たな給付金（特別定額給付金）**

※具体的にどの制度が利用できるのか等、文化芸術関係者の個別のニーズに応じた情報提供等を行います。
※文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえたものとなるよう協力します。



相談窓口及び各事業の公募情報等は文化庁HPよりご確認ください。

<相談窓口>



<公募情報>



<税制情報>



<文化芸術復興創造基金>



新規

活動継続・技能向上等への支援

感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた**フリーランスを含む実演家や技術スタッフ等に対して活動の継続に向けた積極的取組等を支援**します。

文化施設が負担したキャンセル料への対応

感染拡大防止に向けた対応等により生じた**指定管理者制度を導入している施設のキャンセル等による減収について、地方公共団体における適切な運用を依頼**します。

文化施設の再開支援

文化施設における**感染症予防対策**、混雑緩和策としての**時間制来館者システム導入**を支援します。

拡充

文化芸術団体の収益力強化

（最先端技術を活用した鑑賞環境等改善）

動画制作・配信、教育コンテンツ等の制作支援等による**鑑賞環境・収益力強化等のモデルの構築**を行います（第1次補正の追加計上）。

- ▶一定期間に開催されるイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、**割引・クーポン等を付与**。
[経産省と連携]
- ▶公演を延期・中止した主催事業者に対して、今後実施する無観客公演をはじめとする**ライブ公演の開催及びその収録映像を活用した動画の制作・海外配信の費用の一部を補助** [経産省と連携]

アートキャラバン

生徒・アマチュアを含む**芸術団体**やフリーランスを含む**芸術家による公演・展示を全国開催**します。

子供たちの文化芸術の鑑賞・体験機会の創出

学校一斉休業で中止せざるを得なかった**鑑賞教室**や**子供の文化芸術体験活動を支援**します。

チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする 税制改正

文化芸術に係るイベントの入場料等について観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、**寄附金控除の対象**とします。

（独）日本芸術文化振興会に創設した文化芸術復興創造基金をはじめ、国民全体で文化芸術活動を支援する機運を醸成

全国高等学校総合文化祭のweb開催をはじめ、文化部活動における発表の場の確保を積極的に推進

自粛要請期

再開期

反転攻勢期



趣旨

多くの文化芸術団体は、これまで入場料収入を中心に経営を維持してきており、新型コロナウイルスの感染拡大による収益機会の減少などにより、経営環境は厳しさを増している。このため、文化芸術団体の収益構造の抜本的改革を促し、活動の持続可能性を高めるため、各分野の特性を活かした新しい収益確保・強化策の実践を通じて、国内の新たな鑑賞者の拡充や海外需要を引き寄せる。本事業で得られた成果を活用し、費用対効果を検証することで、持続的な文化芸術団体の活動のあり方を検討する。

事業内容

◎事業概要（令和2年度1次補正予算の事業を一部拡充）

舞台芸術やメディア芸術の各分野の特性を活かした新しい鑑賞環境の確立などの収益力確保・強化の取組を実践。例えば、舞台芸術や映画の収益構造では、会場の収容人員以上の収入を得ることは困難で、今後は密集を避けるため来場者が制限される場合もあることから、動画等による公演等の収録・配信の取組等を実践。本事業で得られた成果を活用し、費用対効果を検証することで活動例のベストプラクティスを収集し、持続的な文化芸術団体の活動のあり方を検討する。

- コロナ後を見据えた新たな市場開拓・事業構造改革の取組等を実践（対象となる活動例）
 - ・ 動画等による公演等の収録・配信（ウェブ、ライブビューイングやそれらのアーカイブ化によるコンテンツの充実等）の取組
 - ・ 舞台裏ツアー・役者との交流などの体験コンテンツ（VRの活用を含む）の開発
 - ・ 教育用独自演目の開発 等※ これらの取組に係る準備を含む。

- 対象者
中・大規模の文化芸術団体（小規模団体の応募も可）
※ 7分野を想定：音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能、映画、メディア芸術

- 支援額
事業規模に応じて支援



趣旨

多くの公益性のある舞台芸術団体や劇場、博物館では、入場料収入を中心に経営を維持しており、新型コロナの感染拡大による影響で、大幅な収益の減少により運営の危機に晒されている。収益構造の改革として、実際の鑑賞のみならず、8K等の高精細コンテンツの配信等を最大限活用し、各分野の特性を活かした新しい鑑賞モデルの実践や、博物館においても、博物館の持続可能な博物館運営に資する取組として、高精細コンテンツを活用した展覧会等のモデル事業を実践することにより、国内の新たな鑑賞者の拡充や海外需要を引き寄せることで、収益構造の抜本的な改革、舞台芸術団体や劇場、博物館の自律的な運営を目指す。今回のモデル事業を通じて費用対効果を検証し、持続的なモデルを探求していく。

事業内容

◎事業概要

(1) 最先端技術鑑賞モデル構築事業

舞台芸術の各分野の特性を活かした新しい鑑賞モデルを実践。舞台芸術の収益構造では会場の収容人員以上の収入を得ることは困難であり、新型コロナによって無観客の動画配信の取組等、新たな収益構造を模索する。

また、博物館の文化資源を高精細コンテンツ等を活かした展覧会や教育事業等、新たな鑑賞モデルを実践する。

- ・海外配信によるグローバルな顧客の創出
- ・ライブビューイング等の同時配信による収入機会の拡充
- ・高精細画像でのアーカイブ化による配信コンテンツの充実
- ・学芸員の解説付きの展覧会動画配信
- ・学校教育に活用できる教育コンテンツの制作・配信 等

(びわ湖ホール)

実施日：令和2年3月7～8日

会場：びわ湖ホール（無観客）

実施方法：動画配信サイト「YouTube」で無料生配信

視聴回数：1日約1万2千人、延べ20万人（3月12日報道現在）

（参考）3月12日付朝日新聞（夕刊）3面『無観客でも盛り切った「頂上」』

(2) 博物館異分野連携モデル構築事業

博物館×アニメ、博物館×ゲーム、博物館×マンガ等、エンタメコンテンツと博物館は、文化資源の解説・展示という観点から連携しやすい組み合わせであり、「文化で稼ぐ」視点から博物館の取組を調査・分析を行う。

◎異分野（アニメ、ゲーム、マンガ等）



◎博物館（美術、歴史、自然史、動水植）

≡ 2.5次元



支援

■ 920百万円（公益性のある舞台芸術団体や劇場、博物館を対象）

- ・舞台芸術 720百万円（@240百万円×5分野×6事業）
※5分野：音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能
- ・博物館 200百万円（@100百万円×4分野×5事業）
※4分野：美術、歴史、自然史、動・水・植

■ 500百万円

- ・16事業（異分野連携）×1件30百万円
※4分野：美術、歴史、自然史、動・水・植
- ・事務委託等：20百万円

文部科学省における文化関連の主な省庁間連携施策

「日本博」や「日本遺産」事業を通じたインバウンド対応等の取組み

◆日本博

・特別展「ファッション イン ジャパン1945-2020-流行と社会」(経産省と連携)

概要:戦後から現在に至るまでの日本のファッションを包括的に紹介

・企画展「国立公園 -その自然には物語がある-」と全国の国立公園への誘い (環境省と連携)

概要:標本資料や絵画等により、科学的かつ文化芸術的な側面から国立公園を紹介

・2020東京大会・日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル —2020グランドオープニング—(厚労省と連携)

概要:「日本人と自然」を障害者の視点を通じて国内外に発信

◆日本遺産

・訪日外国人向け日本遺産情報ウェブサイトの新規開設

概要:訪日外国人に向けた日本遺産情報ウェブサイトを新たに開設するとともに、このウェブサイトを日本政府観光局(JNTO)との連携により、JNTOグローバルウェブサイト内に設置。

◆日本の食文化

・新部署(食文化担当参事官)の設置(令和2年4月~)



文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

※文部科学省及び国土交通省の共管

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣(文部科学大臣・国土交通大臣)による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

※新部署(文化観光担当参事官)の設置(令和2年4月~)